【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の７第１項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成23年２月10日
【四半期会計期間】	第56期第３四半期 (自 平成22年10月１日 至 平成22年12月31日)
【会社名】	東海物産株式会社
【英訳名】	TOKAI BUSSAN CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　大 倉 偉 作
【本店の所在の場所】	名古屋市中区栄三丁目34番14号
【電話番号】	(052)261-3211(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長　笹 川 剛
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区栄三丁目34番14号
【電話番号】	(052)261-3211(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長　笹 川 剛
【縦覧に供する場所】	東海物産株式会社東京支店 （東京都世田谷区等々力七丁目２番９号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目８番20号）

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第55期 第３四半期 連結累計期間	第56期 第３四半期 連結累計期間	第55期 第３四半期 連結会計期間	第56期 第３四半期 連結会計期間	第55期
会計期間		自 平成21年４月１日 至 平成21年12月31日	自 平成22年４月１日 至 平成22年12月31日	自 平成21年10月１日 至 平成21年12月31日	自 平成22年10月１日 至 平成22年12月31日	自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日
売上高	(千円)	20,796,157	27,067,888	8,145,663	9,477,362	29,413,284
経常利益	(千円)	123,945	688,820	160,491	244,941	335,833
四半期（当期）純利益	(千円)	52,325	413,070	93,278	142,230	168,658
純資産額	(千円)	―	―	9,247,438	9,526,590	9,415,070
総資産額	(千円)	―	―	16,433,196	17,902,354	17,218,444
１株当たり純資産額	(円)	―	―	862.17	887.82	877.89
１株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	4.89	38.62	8.72	13.30	15.77
潜在株式調整後１株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	4.86	38.32	8.66	13.18	15.68
自己資本比率	(％)	―	―	56.1	53.0	54.5
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	1,111,496	△890,220	―	―	967,898
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△60,818	233,180	―	―	△72,372
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△149,534	△149,405	―	―	△150,129
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高	(千円)	―	―	2,078,340	1,024,607	1,930,396
従業員数	(名)	―	―	286	296	290

(注) １．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第３四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第３四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	296

(注)従業員数は、就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	165

(注)従業員数は、就業人員であります。

第２ 【事業の状況】

１ 【生産、受注及び販売の状況】

(1)生産実績
特記事項はありません。

(2)仕入実績
当第３四半期連結会計期間における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第３四半期連結会計期間 (自 平成22年10月１日 至 平成22年12月31日)	前年同四半期比(％)
デバイス・ソリューション関東・甲信越カンパニー(千円)	1,449,760	―
デバイス・ソリューション中部・関西カンパニー(千円)	4,659,345	―
オーバーシーズ・ソリューションカンパニー(千円)	1,806,636	―
システム・ソリューションカンパニー(千円)	438,301	―
合計(千円)	8,354,044	―

(注) １．セグメント間取引については、相殺消去しております。
２．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3)受注実績
特記事項はありません。

(4)販売実績
当第３四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第３四半期連結会計期間 (自 平成22年10月１日 至 平成22年12月31日)	前年同四半期比(％)
デバイス・ソリューション関東・甲信越カンパニー(千円)	1,750,346	―
デバイス・ソリューション中部・関西カンパニー(千円)	5,079,472	―
オーバーシーズ・ソリューションカンパニー(千円)	2,082,860	―
システム・ソリューションカンパニー(千円)	564,683	―
合計(千円)	9,477,362	―

(注) １．セグメント間取引については、相殺消去しております。
２．前第３四半期連結会計期間及び当第３四半期連結会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第３四半期連結会計期間 (自 平成21年10月１日 至 平成21年12月31日)		当第３四半期連結会計期間 (自 平成22年10月１日 至 平成22年12月31日)	
	販売高(千円)	割合(％)	販売高(千円)	割合(％)
アイシン精機株式会社	1,492,282	18.3	1,553,998	16.4
株式会社デンソー	824,536	10.1	634,541	6.7

３．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

２ 【事業等のリスク】

当第３四半期連結会計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。
なお、重要事象等は存在しておりません。

３ 【経営上の重要な契約等】

当第３四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

４ 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1)経営成績の分析

当社グループの当第３四半期連結会計期間では、自動車分野においてエコカー補助金終了に伴う生産減少の影響はあるものの、半導体分野における新規商流の取り込みなどにより堅調に推移し、また、情報通信分野や工作機械分野においても中国市場向けを中心に業績は回復基調にあり、売上高は前年同四半期比13億３千１百万円増加して94億７千７百万円となり、売上総利益は前年同四半期比２億８百万円増加し11億３百万円となりました。

営業損益は、売上総利益で２億８百万円増加しましたが、業績が回復し取引高が増加した事に伴い荷造運搬費等の販売費及び一般管理費が前年同四半期比１億１千３百万円増加した為、前年同四半期比９千４百万円増加となり、２億３千８百万円の営業利益となりました。

経常損益は、営業利益で２億３千８百万円となりましたが、円高の影響より外貨建債権債務に対する為替差損益が、前年同四半期と比較して１千１百万円差損が増加したことなどにより、前年同四半期比８千４百万円増加となり、２億４千４百万円の経常利益となりました。

税金等調整前四半期純損益につきましては、経常利益２億４千４百万円に、投資有価証券の売却益３百万円の特別利益の計上があり、前年同四半期比８千７百万円の増加となり、２億４千８百万円の税金等調整前四半期純利益となりました。

四半期純損益は、税金等調整前四半期純利益が８千７百万円増加したことに伴い、法人税、住民税及び事業税等が前年同四半期比３千９百万円増加したことにより、前年同四半期比４千８百万円の増加となり、１億４千２百万円の四半期純利益となりました。

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

〇デバイス・ソリューション関東・甲信越カンパニー

ゲーム機分野において一部ゲーム機器の機種末期の影響もあり低調に推移しましたが、家電分野において家電エコポイント効果で液晶テレビやエアコンが好調に推移し、また、FA分野においても回復基調が堅調に推移したことにより、売上高は17億５千万円となり、セグメント利益は１億１百万円となりました。

〇デバイス・ソリューション中部・関西カンパニー

自動車分野においてはエコカー補助金終了による販売・生産減少の影響はありますが、半導体分野における新規商流の取り込みと、工作機械・FA分野での中国を含む新興国向け需要の回復基調が継続し、売上高は50億７千９百万円となり、セグメント利益は２億７千万円となりました。

〇オーバーシーズ・ソリューションカンパニー

OA機器、ゲーム機分野においては低調に推移しているものの、情報通信分野において、中華圏を中心にTV・SSD関連への新規ビジネスの受注が拡大しており、また、アメリカ圏においては自動車分野における半導体分野の新規商流の取り込みなどにより、売上高は20億８千２百万円となり、セグメント利益は３千８百万円となりました。

〇システム・ソリューションカンパニー

公共、建設関連の設備投資は依然として立ち後れの状況にあるものの、アミューズメント分野およびFA分野での販売が堅調に推移した結果、売上高は５億６千４百万円となり、セグメント利益は２千９百万円となりました。

(2)財政状態の分析

(資産)

当第３四半期連結会計期間末における資産合計は179億２百万円となり、前連結会計年度末に比べ６億８千３百万円の増加となりました。

主な要因は、現金及び預金が９億５百万円、有形固定資産が３億２百万円減少したものの、増加要因として、売上債権が16億６千万円増加、たな卸資産が２億６千８百万円増加したことなどによるものです。

(負債)

当第３四半期連結会計期間末における負債合計は83億７千５百万円となり、前連結会計年度末に比べ５億７千２百万円の増加となりました。

主な要因は、仕入債務が３億９千８百万円、未払法人税等が１億５千万円増加したことなどによるものです。

(純資産)

当第３四半期連結会計期間末における純資産合計は95億２千６百万円となり、前連結会計年度末に比べ１億１千１百万円の増加となりました。

増加要因として、四半期純利益で４億１千３百万円の計上があったものの、減少要因として、配当金の支払１億４千９百万円及び為替換算調整勘定の減少１億５千２百万円などがあったことによるものです。

(3)キャッシュ・フローの状況の分析

当第３四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前年同四半期連結会計期間末に比べ10億５千３百万円減少し、10億２千４百万円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは４億４千５百万円の支出となり、前年同四半期と比較して７億６百万円減少しました。

主な要因は、税金等調整前四半期純利益が２億４千８百万円となり、前年同四半期と比較して８千７百万円増加したこと、売上債権の増減額が前年同四半期と比較して３億７千１百万円増加したこと、たな卸資産の増減額が前年同四半期と比較して８千３百万円増加したことなどの増加要因がありましたが、減少要因として、仕入債務の増減額が前年同四半期と比較して11億８千２百万円減少したことなどによります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは８百万円の支出となり、前年同四半期と比較して６百万円支出減少となりました。

主な要因は、当第３四半期連結会計期間において、投資有価証券の売却による収入が４百万円あったこと、有形固定資産の取得による支出が前年同四半期と比較して４百万円減少したことなどによります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは７千４百万円の支出となり、前年同四半期と比較して若干の支出減少となりました。

要因は、前年同四半期と比較して、配当金の支払額が減少したことなどによります。

(4)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第３四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5)研究開発活動

該当事項はありません。

(6)経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の状況と見通し

当第３四半期連結会計期間におけるわが国経済は、アジアを中心とした新興国の景気回復などを背景に緩やかな回復基調を維持しているものの、厳しい雇用環境やデフレ状況は続いており、また、エコカー補助金や家電エコポイント制度などの政策効果の終了や長期化する円高の影響により景気は足踏み状態となっているなど、景気の先行きは不透明感が強いままとなっております。

当社グループにおける事業分野別では、自動車分野や情報通信分野では生産や輸出が持ち直しており、工作機械・FA分野でも中国向け設備投資を中心に回復傾向にあります。特に自動車分野ではエコカー補助金終了に伴う生産減少の影響はあるものの、半導体分野における新規商流の取り込みなどにより、環境対応車関連を中心に業績も堅調に推移してきております。

このような経済環境のもと、当社グループは“Quality First for Customer!"の経営ビジョンに沿い、下記を中心に引続き積極的な営業活動を展開するとともに、経費削減、業務改善、人財開発、海外営業基盤拡大等の構造改革を強力に進めております。

①環境対応型（ハイブリッド車、電気自動車）自動車分野での取引基盤の拡大
②情報通信分野でのデザイン・イン活動の推進
③国内外の廉価・良質な部品の開拓
④不採算取引の見直し
⑤システム事業の海外案件の拡大
⑥品質監査ビジネスの拡大

当社グループを取り巻く事業分野では、ますます進化し続ける情報通信分野、安全性や快適性に加え環境性能が求められる自動車分野、それらを支えるFA分野等、当社が提供する電子デバイスやシステムに関する市場分野は、日本や中国さらに東南アジア諸国において、今後も将来展望は明るいものと予測しております。特に中華圏での営業基盤拡大の機会は増大するものと考えております。

また、マーケティング部の強化を図り、医療、エネルギーの新分野に対しても積極的に市場開拓を推進してまいります。

デバイスソリューション部門では、日本、中国、アジア、アメリカを結ぶ、グローバルな情報ネットワークを活用すると同時に、品質管理専任者による品質管理体制のもと、品質第一で競争力のある最新の商品やメーカーを開発し、お客様に提案、提供してまいります。なお、当部門におきましては、東海精工(香港)有限公司、東海精工咨詢(深?)有限公司において、品質マネジメントの国際規格である「ISO9001」を平成22年11月に認証取得しております。

また、技術本部は、関連子会社の東海テクノセンター株式会社の開発部門と連携を深め、営業部門への技術支援体制の強化、ソフト開発の推進並びに技術者の育成に努めてまいります。

システムソリューション部門では、技術者を増員育成し、システムインテグレーション、マイコン開発、基板アセンブリー等、開発設計・施工・メンテナンスまでのワンストップソリューションを実現するサポート体制を更に高め、お客様満足度の向上を目指してまいります。また、当部門におきましても品質マネジメントの国際規格である「ISO9001」を、東海テクノセンター株式会社のIS部門（平成14年９月）ならびに東海オートマチックス株式会社（平成17年２月）が認証取得しており、この運営を通じてより高品質なシステムを提供してまいります。

地球環境保全は当社におきましても重要な経営課題の一つです。平成16年３月、環境マネジメントシステム「ISO14001」を国内10拠点・関連会社２社で認証取得し平成22年３月の更新審査も終了いたしました。また、海外でも平成21年１月PT.TOKAI PRECISION INDONESIA、平成22年１月TOKAI PRECISION PHILIPPINES,INC. 平成22年11月 東海精工(香港)有限公司、東海精工咨詢(深?)有限公司において、それぞれ「ISO14001」を認証取得しました。

今後とも継続的に環境マネジメントシステムの維持・改善に努め、お客様のグリーン調達にも貢献できる企業活動を推進してまいります。

(7)経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループの経営陣は、景気は足踏み状態であり先行きは当面弱さが残るとみられるものの、海外経済の改善や各種政策効果などを背景として、景気が持ち直していくことが期待され、新興国を中心に輸出の拡大基調が継続し、海外との取引が増加する見込みである状況と考え、更なる事業の再構築等を推進していくべく、特に下記５点を重要課題として取り組んでいます。

①構造改革

国内外企業との競争が厳しさを増す中で、これまでの事業運営の在り方の抜本的な改革の継続が必要と認識しており、構造改革委員会等を通じて、経営主導で国内外にわたり営業・業務プロセスの見直し、改革を加速させてまいります。

②海外営業基盤の拡大と新市場の開拓

新興国市場の拡大を含め、経済のグローバル化の進展は、これまでの市場の在り方を変革する動きであるとの認識の下、既存の市場だけに頼るのではなく、海外営業基盤の拡大及び、環境、エネルギーや医療などの新市場の開拓が喫緊の課題と認識しており、海外営業推進体制の強化、マーケティング部の拡充等を通じて、新市場の開拓に取り組んでまいります。

③付加価値、品質及び技術力の向上

経済のグローバル化が進展する状況下では、他社との競争が以前にも増して厳しくなるものと予測しており、お客様に提案する商品については、これまで以上に利用価値・付加価値の高いものの提供が必要であると認識しております。

従来以上に国内外市場から、より良い品質、より安い価格、より高機能な商品の提案を進めるとともに、ソフトウェア開発等の技術力をベースにした利用価値・付加価値を高めた商品を開発し提案してまいります。

④人財開発

職場の実態に合わせた人事コースの設定、適材適所、能力に見合った給与体系などを反映した新人事制度の運用により、人財育成と組織活性化を推進してまいります。

⑤コーポレート・ガバナンスの徹底と内部統制システムの確実な運用

これまでに構築した内部統制体制を更に拡充するとともに、コーポレート・ガバナンスの面でもより社会から信頼される企業を目指して研修や社内教育等を充実してまいります。

当社グループは、収益重視と経営ビジョンである“Quality First for Customer!”に沿い、全社員が社業発展に向けた改善への努力により業績拡大に努めてまいります。また、管理体制面ではコンプライアンスを徹底し、内部統制機能の強化と経営体質の改善に努めてまいります。

第３ 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第３四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第３四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更ならびに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第３四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備、除却等はありません。

第４ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	31,214,000
計	31,214,000

② 【発行済株式】

種類	第３四半期会計期間末現在発行数(株)(平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株)(平成23年２月10日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	11,801,316	11,801,316	名古屋証券取引所(市場第二部)	単元株式数1,000株
計	11,801,316	11,801,316	―	―

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①平成18年６月29日取締役会決議

	第３四半期会計期間末現在(平成22年12月31日)
新株予約権の数（個）	7
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	7,000
新株予約権の行使期間	自 平成19年６月30日 至 平成28年７月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	該当事項ありません。(注)
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ②新株予約権１個当りの一部行使は出来ないものとする。 ③上記以外の新株予約権の行使条件については、当社取締役会決議に基づき当社と対象取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―

（注）新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、すべて自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。

②平成19年６月28日取締役会決議

	第３四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数（個）	18
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	18,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	18,000
新株予約権の行使期間	自 平成19年７月18日 至 平成38年７月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	該当事項ありません。(注)
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ②新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。 ③上記以外の新株予約権の行使条件については、当社取締役会決議に基づき当社と対象取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―

（注）新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、すべて自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。

③平成20年６月27日取締役会決議

	第３四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数（個）	18
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	18,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	18,000
新株予約権の行使期間	自 平成20年７月16日 至 平成38年７月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	該当事項ありません。(注)１
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ②新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。 ③上記以外の新株予約権の行使条件については、当社取締役会決議に基づき当社と対象取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)２

（注）１．新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、すべて自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。

２．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1)交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2)新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式１株当たりの再編後払込金額を１円とし、これに上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間
新株予約権に行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(8)新株予約権の取得条項
新株予約権者が新株予約権を行使できなくなった場合、当社は新株予約権を無償にて取得し消却することができるものとする。

④平成21年６月26日取締役会決議

	第３四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数（個）	25
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	25,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	25,000
新株予約権の行使期間	自　平成21年７月15日 至　平成38年７月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	該当事項ありません。(注)１
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、取締役については当社の取締役の地位を喪失した日の翌日、又、執行役員については当社の執行役員の地位を喪失した日、又は従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ②新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。 ③上記以外の新株予約権の行使条件については、当社取締役会決議に基づき当社と対象取締役、又は対象執行役員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)２

（注）１．新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、すべて自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。

２．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1)交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2)新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

(3)　新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式１株当たりの再編後払込金額を１円とし、これに上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間
新株予約権に行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(8)新株予約権の取得条項

新株予約権者が新株予約権を行使できなくなった場合、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとする。

⑤平成22年６月25日取締役会決議

	第３四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数（個）	27
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	27,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	27,000
新株予約権の行使期間	自 平成22年７月21日 至 平成65年７月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	該当事項ありません。(注) １
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、取締役については当社の取締役の地位を喪失した日の翌日、又、執行役員については当社の執行役員の地位を喪失した日、又は従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ②新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。 ③上記以外の新株予約権の行使条件については、当社取締役会決議に基づき当社と対象取締役、又は対象執行役員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) ２

（注）１．新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、すべて自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。

２．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1)交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2)新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式１株当たりの再編後払込金額を１円とし、これに上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間
新株予約権に行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(8)新株予約権の取得条項

新株予約権者が新株予約権を行使できなくなった場合、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成22年12月31日	―	11,801,316	―	3,075,396	―	2,511,009

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第３四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第３四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成22年９月30日現在で記載しております。

① 【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 1,105,000	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式 10,631,000	10,631	―
単元未満株式	普通株式 65,316	―	―
発行済株式総数	11,801,316	―	―
総株主の議決権	―	10,631	―

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数２個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 東海物産株式会社	名古屋市中区栄 三丁目34番14号	1,105,000	―	1,105,000	9.36
計	―	1,105,000	―	1,105,000	9.36

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	333	341	336	325	324	337	324	328	336
最低(円)	311	308	321	312	308	318	310	310	318

(注) 株価は、名古屋証券取引所市場第二部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第５　【経理の状況】

１．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第３四半期連結会計期間(平成21年10月１日から平成21年12月31日まで)及び前第３四半期連結累計期間(平成21年４月１日から平成21年12月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第３四半期連結会計期間(平成22年10月１日から平成22年12月31日まで)及び当第３四半期連結累計期間(平成22年４月１日から平成22年12月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、前第３四半期連結会計期間(平成21年10月１日から平成21年12月31日まで)及び前第３四半期連結累計期間(平成21年４月１日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第３四半期連結会計期間(平成22年10月１日から平成22年12月31日まで)及び当第３四半期連結累計期間(平成22年４月１日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第３四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年３月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,024,607	1,930,396
受取手形及び売掛金	※3 10,160,515	8,499,654
たな卸資産	※1 2,135,023	※1 1,866,523
その他	148,742	209,108
貸倒引当金	△1,934	△1,623
流動資産合計	13,466,955	12,504,060
固定資産		
有形固定資産		
土地	2,083,638	2,193,575
その他（純額）	※2 1,251,953	※2 1,444,176
有形固定資産合計	3,335,591	3,637,751
無形固定資産	74,214	120,090
投資その他の資産		
投資有価証券	530,586	525,220
その他	495,025	431,329
貸倒引当金	△19	△8
投資その他の資産合計	1,025,592	956,541
固定資産合計	4,435,398	4,714,383
資産合計	17,902,354	17,218,444
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※3 7,223,307	6,824,585
未払法人税等	269,106	118,690
賞与引当金	88,915	142,140
役員賞与引当金	40,454	29,185
その他	309,780	200,371
流動負債合計	7,931,563	7,314,972
固定負債		
退職給付引当金	347,300	341,718
その他	96,900	146,683
固定負債合計	444,200	488,401
負債合計	8,375,764	7,803,374

(単位：千円)

	当第３四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年３月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,075,396	3,075,396
資本剰余金	2,511,477	2,511,477
利益剰余金	5,540,890	5,214,054
自己株式	△435,353	△434,908
株主資本合計	10,692,410	10,366,019
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	107,640	112,790
土地再評価差額金	△802,869	△739,354
為替換算調整勘定	△501,526	△348,829
評価・換算差額等合計	△1,196,754	△975,393
新株予約権	30,934	24,444
純資産合計	9,526,590	9,415,070
負債純資産合計	17,902,354	17,218,444

(2)【四半期連結損益計算書】
【第３四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第３四半期連結累計期間 (自 平成21年４月１日 至 平成21年12月31日)	当第３四半期連結累計期間 (自 平成22年４月１日 至 平成22年12月31日)
売上高	20,796,157	27,067,888
売上原価	18,506,709	23,906,525
売上総利益	2,289,447	3,161,362
販売費及び一般管理費	※ 2,175,615	※ 2,481,919
営業利益	113,831	679,442
営業外収益		
受取利息	1,913	1,616
受取配当金	9,186	10,864
仕入割引	8,923	12,020
その他	9,907	7,290
営業外収益合計	29,930	31,791
営業外費用		
為替差損	16,804	22,408
その他	3,012	4
営業外費用合計	19,817	22,413
経常利益	123,945	688,820
特別利益		
固定資産売却益	―	40,897
投資有価証券売却益	―	3,572
特別利益合計	―	44,470
特別損失		
固定資産売却損	―	25
固定資産除却損	34	―
特別損失合計	34	25
税金等調整前四半期純利益	123,910	733,265
法人税、住民税及び事業税	59,106	347,011
法人税等調整額	12,479	△26,816
法人税等合計	71,585	320,194
少数株主損益調整前四半期純利益	―	413,070
四半期純利益	52,325	413,070

【第３四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第３四半期連結会計期間 (自 平成21年10月１日 至 平成21年12月31日)	当第３四半期連結会計期間 (自 平成22年10月１日 至 平成22年12月31日)
売上高	8,145,663	9,477,362
売上原価	7,250,735	8,374,336
売上総利益	894,928	1,103,025
販売費及び一般管理費	※ 750,599	※ 864,182
営業利益	144,328	238,843
営業外収益		
受取利息	674	520
受取配当金	4,267	4,904
仕入割引	3,135	3,900
為替差益	4,452	―
その他	3,746	3,709
営業外収益合計	16,277	13,034
営業外費用		
為替差損	―	6,935
その他	115	1
営業外費用合計	115	6,937
経常利益	160,491	244,941
特別利益		
固定資産売却益	―	0
投資有価証券売却益	―	3,572
特別利益合計	―	3,572
特別損失		
固定資産売却損	―	25
固定資産除却損	0	―
特別損失合計	0	25
税金等調整前四半期純利益	160,490	248,487
法人税、住民税及び事業税	47,592	72,707
法人税等調整額	19,619	33,549
法人税等合計	67,212	106,256
少数株主損益調整前四半期純利益	―	142,230
四半期純利益	93,278	142,230

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第３四半期連結累計期間 (自　平成21年４月１日 至　平成21年12月31日)	当第３四半期連結累計期間 (自　平成22年４月１日 至　平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	123,910	733,265
減価償却費	144,703	134,888
受取利息及び受取配当金	△20,023	△24,501
支払利息	221	－
売上債権の増減額（△は増加）	△1,469,730	△1,822,294
たな卸資産の増減額（△は増加）	260,234	△311,365
仕入債務の増減額（△は減少）	2,077,972	547,065
その他	△33,312	12,780
小計	1,083,974	△730,161
利息及び配当金の受取額	20,023	24,501
利息の支払額	△221	－
法人税等の支払額	△92,294	△195,091
法人税等の還付額	100,014	10,531
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,111,496	△890,220
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△10,159	△16,687
有形固定資産の売却による収入	－	276,352
無形固定資産の取得による支出	△13,701	△10,179
投資有価証券の取得による支出	△30,585	△11,164
投資有価証券の売却による収入	－	4,883
その他	△6,372	△10,025
投資活動によるキャッシュ・フロー	△60,818	233,180
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	△240	△444
ストックオプションの行使による収入	5	－
配当金の支払額	△149,299	△148,960
財務活動によるキャッシュ・フロー	△149,534	△149,405
現金及び現金同等物に係る換算差額	△35,800	△99,343
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	865,343	△905,789
現金及び現金同等物の期首残高	1,212,996	1,930,396
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 2,078,340	※ 1,024,607

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第３四半期連結累計期間(自　平成22年４月１日　至　平成22年12月31日)

第１四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号　平成20年３月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号　平成20年３月31日)を適用しております。

当該変更に伴う損益に与える影響はありません。

【表示方法の変更】

当第３四半期連結累計期間 (自　平成22年４月１日　至　平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号　平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年３月24日　内閣府令第５号)の適用により、当第３四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

当第３四半期連結会計期間 (自　平成22年10月１日　至　平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号　平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年３月24日　内閣府令第５号)の適用により、当第３四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

【簡便な会計処理】

当第３四半期連結累計期間(自　平成22年４月１日　至　平成22年12月31日)

１．一般債権の貸倒見積高の算定方法

当第３四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しく変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率を使用して貸倒見積高を算定しております。

２．棚卸資産の評価方法

当第３四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、第２四半期連結会計期間末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。

また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。

３．固定資産の減価償却費の算定方法

固定資産の年度中の取得、売却又は除却等の見積りを考慮した予算に基づく年間償却予定額を期間按分する方法によっております。

なお、定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算出する方法によっております。

４．経過勘定項目の算定方法

合理的な算定方法による概算額で計上する方法によっております。

５．法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法

法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。

繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度末において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【注記事項】

（四半期連結貸借対照表関係）

当第３四半期連結会計期間末 （平成22年12月31日）	前連結会計年度末 （平成22年３月31日）
※１　たな卸資産の内訳 商品　2,134,996千円 仕掛品　27千円 計　2,135,023千円 ※２　有形固定資産の減価償却累計額　967,286千円 ※３　四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。 なお、当第３四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末残高から除かれております。 受取手形　125,975千円 支払手形　2,506千円	※１　たな卸資産の内訳 商品　1,860,229千円 仕掛品　6,294千円 計　1,866,523千円 ※２　有形固定資産の減価償却累計額　1,045,265千円 ―

（四半期連結損益計算書関係）

第３四半期連結累計期間

前第３四半期連結累計期間 （自　平成21年４月１日 至　平成21年12月31日）	当第３四半期連結累計期間 （自　平成22年４月１日 至　平成22年12月31日）
※販売費及び一般管理費の主なもの 給与・賞与　868,949千円 賞与引当金繰入額　62,928千円 退職給付費用　111,923千円 荷造運搬費　191,796千円 減価償却費　140,168千円	※販売費及び一般管理費の主なもの 給与・賞与　977,582千円 賞与引当金繰入額　75,183千円 退職給付費用　104,038千円 荷造運搬費　238,880千円 減価償却費　127,613千円

第３四半期連結会計期間

前第３四半期連結会計期間 （自　平成21年10月１日 至　平成21年12月31日）	当第３四半期連結会計期間 （自　平成22年10月１日 至　平成22年12月31日）
※販売費及び一般管理費の主なもの 給与・賞与　259,954千円 賞与引当金繰入額　62,928千円 退職給付費用　33,817千円 荷造運搬費　73,386千円 減価償却費　47,336千円	※販売費及び一般管理費の主なもの 給与・賞与　277,525千円 賞与引当金繰入額　75,183千円 退職給付費用　35,553千円 荷造運搬費　89,559千円 減価償却費　42,302千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第３四半期連結累計期間 (自　平成21年４月１日 至　平成21年12月31日)	当第３四半期連結累計期間 (自　平成22年４月１日 至　平成22年12月31日)
※　現金及び現金同等物の当第３四半期連結累計期間末残高と当第３四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成21年12月31日現在） 現金及び預金　2,078,340千円 現金及び現金同等物　2,078,340千円	※　現金及び現金同等物の当第３四半期連結累計期間末残高と当第３四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成22年12月31日現在） 現金及び預金　1,024,607千円 現金及び現金同等物　1,024,607千円

(株主資本等関係)

当第３四半期連結会計期間末（平成22年12月31日）及び当第３四半期連結累計期間

（自　平成22年４月１日　至　平成22年12月31日）

１．発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第３四半期 連結会計期間末
普通株式（株）	11,801,316

２．自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第３四半期 連結会計期間末
普通株式（株）	1,105,848

３．新株予約権の四半期連結会計期間末残高

ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数 (株)	当第３四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	―	―	30,934
合計		―	30,934

４．配当に関する事項

(1)　配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	１株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	74,877	7	平成22年３月31日	平成22年６月28日	利益剰余金
平成22年10月28日 取締役会	普通株式	74,871	7	平成22年９月30日	平成22年11月30日	利益剰余金

(2)　基準日が当第３四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第３四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

５．株主資本の金額の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第３四半期連結会計期間（自　平成21年10月１日　至　平成21年12月31日）

前第３四半期連結会計期間は、全セグメントの売上高の合計、営業利益の合計額に占めるデバイス事業における各種電子関連商品の販売の割合がいずれも90％を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

前第３四半期連結累計期間（自　平成21年４月１日　至　平成21年12月31日）

前第３四半期連結累計期間は、全セグメントの売上高の合計、営業利益の合計額に占めるデバイス事業における各種電子関連商品の販売の割合がいずれも90％を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第３四半期連結会計期間（自　平成21年10月１日　至　平成21年12月31日）

	日本 (千円)	アジア (千円)	北米 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	6,031,480	2,075,958	38,224	8,145,663	―	8,145,663
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	462,143	82,810	35,967	580,920	(580,920)	―
計	6,493,624	2,158,768	74,191	8,726,584	(580,920)	8,145,663
営業利益	281,687	28,279	4,926	314,893	(170,564)	144,328

前第３四半期連結累計期間（自　平成21年４月１日　至　平成21年12月31日）

	日本 (千円)	アジア (千円)	北米 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	15,435,905	5,254,137	106,114	20,796,157	―	20,796,157
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	1,201,503	233,783	53,392	1,488,679	(1,488,679)	―
計	16,637,409	5,487,921	159,506	22,284,837	(1,488,679)	20,796,157
営業利益	547,112	37,952	8,236	593,301	(479,469)	113,831

(注)　１．国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
２．本邦以外の区分に属する主な国又は地域
(1) アジア……中国、シンガポール、台湾、フィリピン、インドネシア、タイ
(2) 北米………アメリカ

【海外売上高】

前第３四半期連結会計期間（自　平成21年10月１日　至　平成21年12月31日）

	アジア	北米	その他の地域	計
Ⅰ　海外売上高（千円）	1,974,002	41,021	2,198	2,017,222
Ⅱ　連結売上高（千円）	－	－	－	8,145,663
Ⅲ　連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	24.3	0.5	0.0	24.8

前第３四半期連結累計期間（自　平成21年４月１日　至　平成21年12月31日）

	アジア	北米	その他の地域	計
Ⅰ　海外売上高（千円）	5,001,935	111,904	6,972	5,120,813
Ⅱ　連結売上高（千円）	－	－	－	20,796,157
Ⅲ　連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	24.1	0.5	0.0	24.6

（注）１．国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
２．各区分に属する主な国又は地域
(1) アジア……中国、シンガポール、台湾、フィリピン、インドネシア、タイ
(2) 北米………アメリカ
(3) その他の地域……イギリス、フランス
３．海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

（追加情報）

第１四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号　平成21年３月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号　平成20年３月21日）を適用しております。

１．報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は営業本部統括のもと、デバイス事業として、各種電子商品関連の販売を行っております。国内はデバイス・ソリューション関東・甲信越カンパニー、デバイス・ソリューション中部・関西カンパニーに区分し、海外においてはオーバーシーズ・ソリューションカンパニーとして、主に中国・東南アジア地区を中心に販売活動を行っております。また、システム事業として、ソフトウェアの製造・販売およびその他サービス等の事業活動を展開しているシステム・ソリューションカンパニーに区分しており、これらの各カンパニーを報告セグメントとしております。

２．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第３四半期連結累計期間（自　平成22年４月１日　至　平成22年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				
	デバイス・ソリューション関東・甲信越カンパニー	デバイス・ソリューション中部・関西カンパニー	オーバーシーズ・ソリューションカンパニー	システム・ソリューションカンパニー	計
売上高					
外部顧客への売上高	5,151,474	14,021,420	6,219,247	1,675,746	27,067,888
セグメント間の内部売上高又は振替高	1,235,196	146,989	682,492	26,441	2,091,119
計	6,386,670	14,168,410	6,901,739	1,702,187	29,159,008
セグメント利益	322,489	746,196	126,034	67,318	1,262,038

当第３四半期連結会計期間（自　平成22年10月１日　至　平成22年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				
	デバイス・ソリューション関東・甲信越カンパニー	デバイス・ソリューション中部・関西カンパニー	オーバーシーズ・ソリューションカンパニー	システム・ソリューションカンパニー	計
売上高					
外部顧客への売上高	1,750,346	5,079,472	2,082,860	564,683	9,477,362
セグメント間の内部売上高又は振替高	343,475	59,708	305,834	13,178	722,196
計	2,093,822	5,139,181	2,388,694	577,861	10,199,559
セグメント利益	101,446	270,102	38,098	29,410	439,058

３．報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

当第３四半期連結累計期間（自　平成22年４月１日　至　平成22年12月31日）

（単位：千円）

利　　益	金　　額
報告セグメント計	1,262,038
セグメント間取引消去	21,715
全社費用(注)	△604,312
四半期連結損益計算書の営業利益	679,442

（注）全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

当第３四半期連結会計期間（自　平成22年10月１日　至　平成22年12月31日）

（単位：千円）

利　　益	金　　額
報告セグメント計	439,058
セグメント間取引消去	6,644
全社費用(注)	△206,859
四半期連結損益計算書の営業利益	238,843

（注）全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

（賃貸等不動産関係）

当第３四半期連結会計期間末（平成22年12月31日）

前連結会計年度の末日における賃貸等不動産（235,452千円）については、当第３四半期連結累計期間において売却した為、四半期連結貸借対照表計上額はありません。

（１株当たり情報）

１．１株当たり純資産額

当第３四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年３月31日)
１株当たり純資産額　887円82銭	１株当たり純資産額　877円89銭

（注）１株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第３四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年３月31日)
純資産の部の合計額（千円）	9,526,590	9,415,070
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	30,934	24,444
（うち新株予約権）	(30,934)	(24,444)
普通株式に係る四半期期末（期末）の純資産額（千円）	9,495,655	9,390,625
１株当たり純資産額の算定に用いられた四半期期末（期末）の普通株式の数（株）	10,695,468	10,696,825

２．１株当たり四半期純利益金額等

第３四半期連結累計期間

前第３四半期連結累計期間 (自　平成21年４月１日 至　平成21年12月31日)	当第３四半期連結累計期間 (自　平成22年４月１日 至　平成22年12月31日)
１株当たり四半期純利益金額　4円89銭 潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額　4円86銭	１株当たり四半期純利益金額　38円62銭 潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額　38円32銭

（注）１株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第３四半期連結累計期間 (自　平成21年４月１日 至　平成21年12月31日)	当第３四半期連結累計期間 (自　平成22年４月１日 至　平成22年12月31日)
１株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益（千円）	52,325	413,070
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る四半期純利益（千円）	52,325	413,070
普通株式の期中平均株式数（株）	10,696,153	10,696,153
潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額（千円）	－	－
普通株式増加数（株）	59,814	83,743
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	－	－

第３四半期連結会計期間

前第３四半期連結会計期間 (自　平成21年10月１日 至　平成21年12月31日)		当第３四半期連結会計期間 (自　平成22年10月１日 至　平成22年12月31日)	
１株当たり四半期純利益金額	8円72銭	１株当たり四半期純利益金額	13円30銭
潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額	8円66銭	潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額	13円18銭

（注）１株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第３四半期連結会計期間 (自　平成21年10月１日 至　平成21年12月31日)	当第３四半期連結会計期間 (自　平成22年10月１日 至　平成22年12月31日)
１株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益（千円）	93,278	142,230
普通株主に帰属しない金額（千円）	―	―
普通株式に係る四半期純利益（千円）	93,278	142,230
普通株式の期中平均株式数（株）	10,697,563	10,695,726
潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額（千円）	―	―
普通株式増加数（株）	67,778	94,705
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	―	―

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

２【その他】

第56期(平成22年４月１日から平成23年３月31日まで)中間配当については、平成22年10月28日開催の取締役会において、平成22年９月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当を行なうことを決議いたしました。

(1)中間配当による配当金の総額　　74,871,993円

(2)１株当たりの金額　　7円00銭

(3)支払請求の効力発生日及び支払開始日　　平成22年11月30日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年２月３日

東海物産株式会社

取締役会　御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松　岡　正　明　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林　　伸　文　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東海物産株式会社の平成21年４月１日から平成22年３月31日までの連結会計年度の第３四半期連結会計期間（平成21年10月１日から平成21年12月31日まで）及び第３四半期連結累計期間（平成21年４月１日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東海物産株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第３四半期連結会計期間及び第３四半期連結累計期間の経営成績並びに第３四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) １　上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

２　四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年２月２日

東海物産株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松	岡	正	明	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林		伸	文	㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東海物産株式会社の平成22年４月１日から平成23年３月31日までの連結会計年度の第３四半期連結会計期間（平成22年10月１日から平成22年12月31日まで）及び第３四半期連結累計期間（平成22年４月１日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東海物産株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第３四半期連結会計期間及び第３四半期連結累計期間の経営成績並びに第３四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) １　上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
２　四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。